全警協発第187号

平成28年9月14日

各県協会長　各位

（一社）全国警備業協会

専務理事　福島　克臣

労働保険・社会保険等の適用要件・適用除外要件等に関する

周知徹底等について（依頼）

謹啓

　貴協会におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

　さて、ご案内のとおり、社会保険未加入問題につきましては、私共業界にとりまして極めて重要な問題であることから、平成26年6月の全警協定時総会において、「社会保険加入促進に関する決議」を行ったことをはじめ、47都道府県警備業協会におきましても同様の決議をしていただき、更に各ブロック並びに各県単位の研修会を相当数開催してきたところであります。

　しかし、誠に残念ながら、当協会が各県協会のご協力のもとに毎年実施している社会保険加入状況調査によりますと、年々加入率は2％程度上昇しているものの、「社会保険加入促進に関する決議」の目標でもある平成29年春までに会社単位で100％、警備員単位で90％という数字には未だ届いていない状況であります。

　こうした状況の中、全警協では、従来までの常設委員会とは別に、学識経験者や幅広い知見を有する学者等の先生方にご出席をいただき、充実した議論を行っていただくための基本問題諮問委員会を本年5月23日に初めて開催したところであります。また、同委員会の下部組織として、テーマを絞って専門的に議論をするための調査部会を、同年6月30日、7月28日及び9月5日の計3回にわたって開催し、第2回部会におきまして、社会保険未加入問題を中心に議論を行ったところであります。

　その結果、「改めて社会保険の適用要件等について、全加盟員に詳細に周知する必要があるのではないか」、「社会保険未加入問題に関する相談窓口を設置する必要があるのではないか」、「社会保険に加入しない理由等を可能な限り具体的に把握し、それをもとに今後の対策をたてる必要があるのではないか」等々の意見が出されたところであります。

　そこで、このたび、別添資料のとおり、「労働保険・社会保険等の適用要件・適用除外要件等について」の資料を作成いたしました。

　つきましては、業務ご多忙のところ恐縮に存じますが、別添資料につきまして、管内各加盟員に対し、周知徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。

　また、このたび、社会保険未加入問題に関する相談窓口を下記のとおり設置いたしましたので、今後、同問題に関する問い合わせ等がございましたら、下記連絡先にご連絡下さいますよう併せて周知方をお願い申し上げます。

謹白

記

＜社会保険未加入問題に関する相談窓口＞

（一社）全国警備業協会　総務部次長　齋藤　文夫

　TEL　03-3342-5821　　FAX　03-3342-6074　　Eﾒｰﾙ　f-saitou@ajssa.or.jp

以上